

e-Tax の普及に向けた取組 (参考資料)

○ e-Taxが取り上げられた主な新聞記事

掲載日	掲載新聞	内容
平成19年1月22日	京都新聞(夕刊) ヤフーニュース ほか	宮川町お茶屋組合の舞妓さんがe-Taxの利用体験。
平成19年5月11日	山陽新聞 (Web News)	岡山東税務署が製作した「e-Tax音頭」が話題になり、一般からの問い合わせが増加。
平成19年7月11日	河北新報 ほか	気仙沼地区法人会青年部会が、気仙沼市在住のシンガーソングライター協力の下、e-Tax普及のPRソングを製作。
平成19年10月2日	産経新聞(朝刊) 読売新聞(朝刊) ほか	同志社中学の生徒を対象にe-Taxの体験授業を開催。
平成19年10月24日	産経新聞(朝刊) 読売新聞(朝刊) ほか	東京・銀座のクラブのママさん、ホステスさんを対象にe-Taxの利用に向けた研修会を開催。
平成19年10月26日	読売新聞 大分合同新聞(朝刊) ほか	大分県臼杵市在住の101歳の税理士が、e-Taxで消費税申告を送信。 税理士のe-Tax利用者としては国内最高齢。
平成19年11月6日	産経新聞(夕刊) 共同通信 ほか	灘高校の生徒を対象にe-Taxの体験授業を開催。
平成19年12月14日	日本経済新聞 熊日新聞 ほか	熊本県企業局などが、特別会計の消費税申告にe-Taxを導入。 全特別会計でe-Taxを導入したのは全国初。
平成20年1月12日	朝日新聞(朝刊) 東京新聞(朝刊) ほか	東京浅草組合の芸者さんが、e-Taxの利用体験。
平成20年1月20日	読売新聞	新潟県粟島浦村議会が「電子申告・電子納税推進の島」宣言を議決。 市町村議会での議決は全国初。
平成20年1月23日	読売新聞(朝刊) 朝日新聞(朝刊) ほか	川崎市の洗足学園の生徒を対象にe-Taxの体験学習会を開催。
平成20年1月30日	朝日新聞(朝刊) 毎日新聞(朝刊) ほか	高野山総本山金剛峯寺、高野山宿坊組合など4団体が「電子申告・納税利用推進の町」を宣言。実際にe-Taxの送信を体験。

※ 今後、平成20年2～3月の所得税の確定申告期において、全国で広報活動を行う予定。

いろいろ、いいから、増えてみたい。
e-Taxのひと。

1 HPから
カンタン申告

国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」から
直接電子申告ができます。

2 最高5,000円の
税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して
所得税の確定申告をe-Taxで行うと、
最高5,000円の所得税の税額控除を
受けることができますようになりました。
(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)

3 添付書類が
提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、
医療費の領収書や源泉徴収票等は、
提出に代えて、記載内容を入力して
送信できるようになりました。
(確定申告期限から3年間、添付書類の提出
又は提示を求められることがあります)

4 還付金が
スピーディー

e-Taxで申告された還付申告は
早期処理しています。
(3週間程度に短縮)

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



ネットで「ラクラク」、はじめよう。

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

e-Taxで確定申告

オンラインでらくらく。国税電子申告・納税システム

[よくある質問\(Q&A\)](#) [お役立ちリンク集](#) [サイトマップ](#)

さらに便利で使いやすく!
ネットですべて申告・納税。
e-Tax
国税電子申告・納税システム

e-Taxってなに?
[詳細はこちら](#)

さらに便利で使いやすく!
[詳細はこちら](#)

- 1 HPからカンタン申告
- 2 最高5,000円の税額控除
- 3 添付書類が提出不要
- 4 還付金がスピーディー

「作成コーナー → e-Tax」案内サイト
[詳細はこちら](#)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと、e-Taxへ送信できる申告用データを作成することができ、そのまま電子申告することができます。
このサイトでは、そのために必要な一連の手続についてご案内します。

平成20年1月 新規公開

1 準備 → 2 登録 → 3 作成・送信 → 4 確認

確定申告特集

ネットで「ラクラク」、はじめよう。



税について考えよう

テーマ：少子・高齢社会と税



[国税庁トップページ](#) [e-Taxトップページ](#)

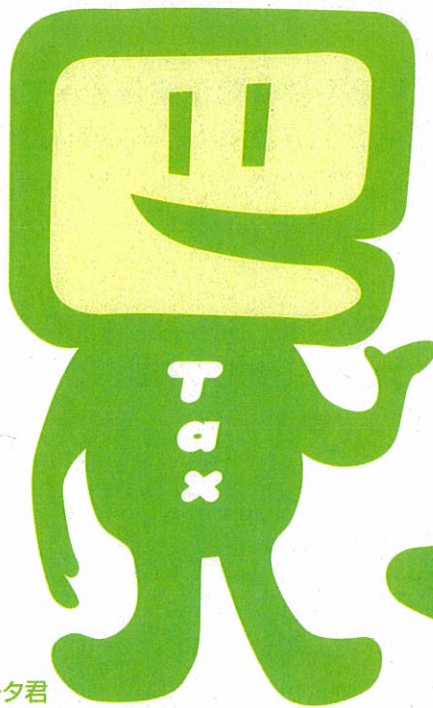
Copyright(©)国税庁

e-Tax

イータックス

国税電子申告・納税システム

オンラインでらくらく



イータ君

ご利用案内



「作成コーナー」→e-Tax」案内サイトの開設

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、e-Taxの申告用データが作成でき、作成したデータを当コーナーから簡単な操作により電子申告することができます（「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」が利用できます）。

そのために必要な一連の手続について分かりやすく説明した案内サイトをe-Taxホームページに開設します（平成20年1月）。

1 準備

パソコンと電子証明書等の準備

2 登録

利用者識別番号の取得と電子証明書の登録

3 作成 送信

申告書の作成と送信（作成コーナーの利用）

4 確認

送信後の受付結果の確認

e-Taxのご利用時間

- 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時（祝日等を除きます）
 - 平成20年1月28日（月）午前9時から、所得税の確定申告期限の3月17日（月）までは、24時間 e-Tax のご利用が可能です。
- * ご利用時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。
- * 申告・納税のデータの作成は、e-Taxソフト等を利用していつでも行うことができます。

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前には是非ご覧ください。

ネットで「ラクラク」、はじめよう

イータックス

で

検索

できます。

e-Tax イー・タックス をご利用いただく前に

STEP 1

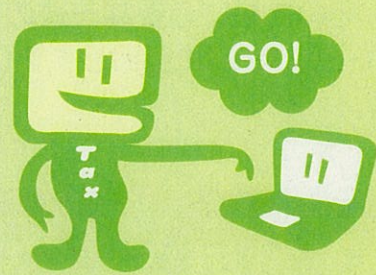
事前準備(電子証明書の取得等)が必要になります。

1 電子証明書の取得

申告等データを送信する際には、電子署名を行っていただくこととなりますので、事前に電子証明書を取得してください。

2 ICカードリーダライタの用意

使用する電子証明書がICカードに格納されている場合には、別途ICカードリーダライタが必要になりますので、事前に用意してください。



※ e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。

※ 電子証明書の具体的な取得方法及び費用については、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

STEP 2

開始届出書を提出して利用者識別番号等を取得してください。※インターネットを利用したオンライン提出ができます。

e-Taxのご利用に当たっては、事前に開始届出書を納税地を所轄する税務署に提出する必要があります。開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出できるほか、書面でも提出できます(開始届出書の様式は、e-Taxホームページから入手することができます)。

提出された開始届出書の内容を確認した後、税務署から利用者識別番号及び暗証番号を記載した通知書等が送付されます。

なお、平成20年1月から、開始届出書をオンラインで提出した場合、利用者識別番号等がオンラインで即時に発行されるようになります(この場合、税務署から通知書等は送付されません)。

STEP 3

初期登録(電子証明書の登録等)を行ってください。

初期登録(電子証明書の登録等)は、e-Taxホームページから行うことができます。

国税庁が提供するe-Taxソフト等を使用して初期登録を行うこともできます(e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードにより取得することができます)。

※ 電子納税のみを利用される場合には、平成20年1月から、電子証明書の登録は不要となります。



さらに便利で使いやすく!

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください。

HPからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)。

添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります)。

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

ほかにも・・・

税理士が税務書類を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

給与などの所得税徴収高計算書及び納付情報登録依頼については、電子署名等は要しないこととなります(平成20年1月から適用)。

e-Taxを利用して申告・申請等を行った事実等について、電子申請等証明書により証明が受けられるようになります(平成20年1月から適用)。